

# 豊山町教育大綱

策定 平成27年8月  
変更 令和2年4月

## 1 序論

### (1) はじめに

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月に施行されました。これにより、地方公共団体の長が、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を「大綱」として定めることとなりました。

本町では、「まちづくりの指針」である「豊山町第5次総合計画」を策定し、令和2年4月から、施策を進めてまいります。本計画では、「小さくてキラリと輝くまちづくり」を基本理念として、「人」「暮らし」「産業」について重点を定め、さらに、分野別に7つのまちづくりの目標を掲げました。

この中から、教育分野における方向性や施策について改めて整理し、豊山町総合教育会議における協議を経て、「豊山町教育大綱」を策定いたしました。本大綱を、豊山町が目標とする教育を推進するための指針として位置づけ、一人ひとりが輝く人づくりに、取り組んでまいります。

### (2) 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条の3）

### (3) 対象期間

豊山町第5次総合計画・前期基本計画に合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、その期間内であっても、必要に応じて見直すことがあります。

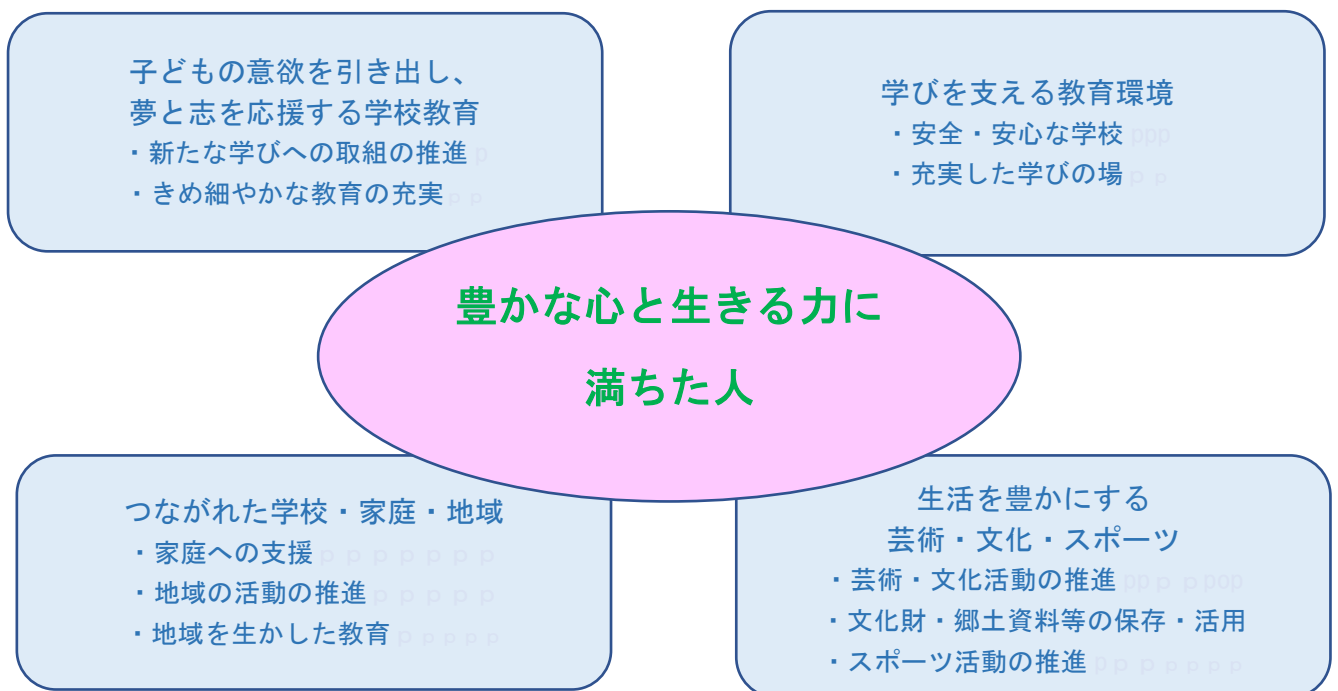
## 2 基本理念

### 豊かな心と生きる力に満ちた人を育む

子どもからお年寄りまで、ライフステージや能力・意欲に応じた学習活動や社会活動に取り組めるようにするとともに、学校と家庭、地域の一層の連携のもとで学校教育の充実を図ります。

### 3 基本理念を支える柱

より豊かな生活を目指して学び続ける生涯学習は、人との交流を促し、それぞれの日々の生活をよくしようとする意欲へとつながっていきます。生涯にわたって学習が継続でき、生涯を通して生きがいを持って自己実現を図ろうとする、自立した一人の人間として力強く生きていく総合的な力を身につけられるよう、以下の4点を柱に人と学びを支えていきます。



#### (1) 子どもの意欲を引き出し、夢と志を応援する学校教育

子どもが自発的に課題に取り組み、活発に意見を交わしながら学ぶことを通して、子どもの成長を支えていきます。

- 新たな学びへの取組の推進（ICT、外国語教育、道徳、国際交流 など）  
新しい学習指導要領に対応した、未来の創り手となる資質・能力を育てていきます。
- きめ細やかな教育の充実（少人数指導、特別支援教育、教育相談体制 など）  
一人ひとりの個性や成長に応じた教育を推進し、子どもの支援体制の充実を図ります。

## (2) つながれた学校・家庭・地域

学校と家庭、地域が一体となって子育てや家庭教育の支援を行っていきます。

- 家庭への支援（家族ふれあい事業、放課後子ども教室 など）  
子育て支援を充実させ、安心して子どもを育てられる環境を整えます。
- 地域の活動の推進（青少年リーダー育成、スポーツ少年団 など）  
スポーツやボランティア活動を通して、地域で子どもを見守り、健全な育成を支援していきます。
- 地域を生かした教育（町の伝統・文化・産業・施設 など）  
地域の財産や人材を学校に取り入れ、子どもの学びを広げます。

## (3) 学びを支える教育環境

安心して学びに向かうことのできる環境を整備し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べる機会を提供します。

- 安全・安心な学校（学校給食、学校施設整備 など）  
児童生徒がのびのびと学習し、力が発揮できる環境を整備します。
- 充実した学びの場（生涯学習プログラム、社会施設整備 など）  
学習講座・教室の充実とだれにも優しい社会教育施設の整備・充実を図ります。

## (4) 生活を豊かにする芸術・文化・スポーツ

芸術・文化活動やライフスタイルに応じたスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

- 芸術・文化活動の推進（文化振興事業、吹奏楽団 など）  
文化振興事業の充実や芸術文化活動の発表の機会や拡充を図ります。
- 文化財・郷土資料等の保存・活用（文化財の収集・保存・活用・展示 など）  
町の歴史や伝統を伝え、次世代を担う指導者を育てます。
- スポーツ活動の推進（スポーツ教室、講習会 など）  
全ての人が、気軽に参加できるスポーツの機会を充実させます。